二　活性化事業の用に供するため開発行為（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為をいう。第六条第一項第二号において同じ。）を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該土地を農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）以外の用に供する場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　第七条第一号イからトまでに掲げる要件に該当する旨及びその理由

(2)　その他参考となるべき事項

ロ　当該土地を農用地等の用に供する場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

(2)　当該開発行為により第七条第二号イからハまでに規定する事態が生ずることを防止するための措置の概要

(3)　その他参考となるべき事項

（農林漁業者の組織する団体又は特定非営利活動法人に準ずる者）

第四条　法第五条第五項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二　（略）

三　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第二条第一項に規定する労働者協同組合

四　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

五　（略）

六　前各号に掲げるもののほか、定住等及び地域間交流を促進する観点から必要と認められる事業又は事務を実施する者として、都道府県知事又は市町村長が指定したもの

（農林地所有権移転等促進事業に関して活性化計画に記載すべき事項）

第五条　法第五条第十項第四号の農林水産省令で定める事項は、農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地についての所有権の移転等（同項に規定する所有権の移転等をいう。以下同じ。）に係る法律関係に関する事項（同項第二号及び第三号に掲げる事項を除く。）とする。

（都道府県知事等に提出する活性化計画の添付書類）

第六条　活性化計画に法第五条第四項各号に掲げる事項を記載しようとする市町村（都道府県と共同して活性化計画を作成する市町村を除く。）は、法第五条第十二項の同意（当該事項に係るものに限る。）を得ようとする場合にあっては、当該活性化計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。

一　活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

ロ　当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあっては、当該施設及び当該施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

ハ　当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面

（農林漁業者の組織する団体又は特定非営利活動法人に準ずる者）

第三条　法第五条第四項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、定住等及び地域間交流を促進する観点から必要と認められる事業又は事務を実施する者として、都道府県知事又は市町村長が指定したもの

（農林地所有権移転等促進事業に関して活性化計画に記載すべき事項）

第四条　法第五条第八項第四号の農林水産省令で定める事項は、農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地についての所有権の移転等（同項に規定する所有権の移転等をいう。以下同じ。）に係る法律関係に関する事項（同項第二号及び第三号に掲げる事項を除く。）とする。

（新設）